

令和5年度介護団体支援について

当基金では、帰国者等の老後生活支援の一助として、「居宅サービスの内、訪問サービス又は通所サービス事業者」又は「指定地域密着型サービス事業者」として事業を行っている法人のうち、中国帰国者等に良好に介護サービスを行っており、かつ、中国帰国者等に介護サービスを提供することによって言葉や生活習慣等の相違から運営に負担が生じている法人に対して支援金を交付しています。

令和5年度介護団体支援の申請を希望される場合は、別添の「介護団体支援実施要領」に基づき、令和5年4月21日（金）17時迄に当基金まで文書にて申請してください。

なお、提出いただく資料が多種あることにご留意頂きますようお願いいたします。

また、この支援活動を広く国民に知ってもらえるよう、支援を受けた団体は利用者等に対し、当基金から支援を受けていることを周知していただくとともに、支援事業の内容・成果について、当基金の機関紙に報告記事を掲載して頂く場合がありますのでよろしくお願いいたします。

本件照会先

公益財団法人 中国残留孤児援護基金 業務調査課 高幣
〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-6-8
Imas Works Bakurocho 4 階
TEL 03-6667-0552 / fax 03-6667-0553
E-mail: takahei@engokikin.or.jp

介護団体支援実施要領

公益財団法人中国残留孤児援護基金

(趣旨)

第1条

帰国者および同伴帰国した配偶者は、年々加齢し相当数が高齢者の域に達しているが、日本語の習得不十分や習慣の壁から、介護保険法に基づく各種の介護事業サービスを十分に理解できず活用していない者の多いことが報告されている。他方、介護サービス提供事業者からみると、帰国者の介護については日本語の不理解と価値観の相違から、サービス提供において一般日本人より負担がかかることが指摘されている。

公益財団法人中国残留孤児援護基金（以下「事務局」という。）は、中国帰国者及びその配偶者（以下「帰国者等」という。）に視点を置いた介護事業を実施している法人が帰国者等を介護サービス提供の対象としたことによって負担が生じている場合には、一定の条件の下にその法人を支援する。

(目的)

第2条

既に「居宅サービスの内、訪問サービス又は通所サービス事業者」又は「地域密着型サービス事業者」として事業を行っている法人が、帰国者等に介護サービスを提供することによって言葉や生活習慣等の相違から運営に負担が生じている場合に、一定額の支援を行うことによって帰国者等が介護サービスを利用しやすくなり、帰国者等の老後生活支援の一助となることを目的とする。

(対象団体)

第3条

「居宅サービスの内、訪問サービス又は通所サービス事業」又は「地域密着型サービス事業」をすでに運営中の法人で、介護サービス事業所等の利用者のうち、設立初年度の法人以外は帰国者等が週平均5人以上且つ年間利用者総数の2割を超えている法人の中から選考する。

また、過去に事務局の実施した介護事業基盤整備援助も含め通算10カ年度を支援の上限とし、これを超える法人は対象としない。

(支援金の申請)

第4条

前条に該当し支援金を申請する法人は、この要領の附則に定める様式によって過去1年度間（4月から3月までの間）の全利用者数と帰国者等の利用者数（実績）を明らかにして、事業実施年度の指定する期日までに事務局に申請するものとする。

(支援金の額)

第5条

支援金の額は、過去1年度間の帰国者等の利用実績を基に、当該年度も同等の実績が見込めるものと推定して年間延べ利用回数を算出し、以下のように支援額を決定する。

ここにいう利用回数とは、入所施設にあっては1人当たり入所1日を1回、通所施設にあっては1人当たり通所1日を1回、訪問サービスにあっては訪問回数にかかわらず訪問した1日を1回、小規模多機能型居宅介護事業にあっては通い・宿泊の形態にかかわらず訪問した1日を1回とする。

- | | |
|-------------------------------|------|
| 1 設立初年度及び週平均5回以上10回未満の団体については | 10万円 |
| 2 週平均10回以上20回未満の団体については | 15万円 |
| 3 週平均20回以上の団体については | 20万円 |

なお、申請の総額が支援総額の上限を超過する場合、基準3の団体を基準2までの間に減額し、更に不足する場合は、基準2の団体を基準1までの間に減額し、限度額内で支援するものとする。

(審査、支援金の交付)

第6条

事務局は法人からの申請書類をもとに当該法人へのヒアリング等を含め十分な審査を行い、審査

経過を含めた事務局原案を作成し団体助成委員会の承認を求めるものとする。

2 支援金の交付は、団体助成委員会の承認を経て理事会で決定する。事務局は、援助が決定した法人には直ちに通知し、法人からの「請書」を徴したあと支援金を交付する。

(報告)

第7条

支援金の交付を受けた法人は、当該会計年度終了後速やかに事業全体の年間の概要と帰国者等の利用状況及び決算の報告をしなければならない。

また、事務局の求めに応じて、帰国者等の処遇に関する報告をしなければならない。

(支援金の取消又は減額)

第8条

支援金の交付を受けた法人は、帰国者等の利用回数が第5条の規定により算出した利用回数を20パーセント以上下回ることが確定的に判断できるときは、当該法人は速やかに事務局に報告し協議しなければならない。

この場合、申請時の計画に虚偽等の不法行為があった法人については、支援を取消して支援金の全額を返還させる。法人の責めに帰さない原因による計画の履行不能である場合は、協議により現に所持する支援金の残額を返還させることができる。

附 則

1. この実施要領は、平成18年9月15日より実施する。
2. 実施要領にいう「会計年度」、「初年度」、「2年度目」及び「3年度目」とは、4月1日から翌年3月31日までを年度の区切りの原則とする。
ただし、交付された援助資金又は支援金のうち会計年度末に残金が生じた場合は、法人は事務局に協議のうえ、次年度に繰越すことができる。
3. 援助金及び支援金の額は、法人の状況及び基金の寄付金募集状況によって毎年見直すものとする。

4. 申請にかかる各種書式は次のとおり定める。

5. 平成19年5月25日 一部改正
6. 平成20年7月22日 一部改正
7. 平成23年4月1日 一部改正
8. 平成23年7月12日 一部改正

ただし、財団法人中国残留孤児援護基金が公益財団法人へ移行した場合は、本規程の文中について、「財団法人」を「公益財団法人」と改め、公益財団法人移行登記の日から適用する。

9. 平成24年7月10日 一部改正
10. 平成25年4月1日 一部改正
11. 平成26年4月1日 一部改正
12. 平成27年4月1日 一部改正
13. 平成28年4月1日 一部改正
14. 平成29年4月1日 一部改正
15. 平成30年4月1日 一部改正
16. 平成31年4月1日 一部改正
17. 令和2年4月1日 一部改正
18. 令和3年10月1日 一部改正
19. 令和4年3月1日 一部改正
20. 令和5年3月1日 一部改正

(様式第1号)

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金
理事長 炭谷 茂 殿

(申請者) 住 所

電話番号

法 人 名

代 表 者

「介護団体支援実施要領」に基づく
支援金 の交付申請書

標記に係る、支援金の交付を受けたいので、必要書類を添えて下記のとおり申請いたします。

記

1 介護サービス事業所名
(サービス種類)

所 在 地 〒

電 話 番 号

介護事業所番号

指 定 年 月 日

指 定 権 者

2 交付申請額

円

3 添付書類

別紙のとおり

(様式第1号別紙)

提出書類

- ① 支援金の交付申請書（様式第1号）
* 申請する介護サービス事業所名を1カ所のみ記載
- ② 支援金を必要とする理由（様式第2号）
- ③ 定款、寄附行為又は団体の規約
- ④ 役員名簿
- ⑤ 法人の事業概況説明書
- ⑥ 7 既にNPO法人として認定され1年以上経過している法人にあつては、法に基づく所轄税務署長へ提出した事業年度終了後の報告書一式。（過去3年間）
※過去3年間のうち、既に提出済みのものについては省略可
イ NPO法人以外の法人にあつては、過去3年間の決算報告書及び登記簿謄本（申請日から3ヶ月以内のもの）
※過去3年間のうち、既に提出済みのものについては省略可
- ⑦ 申請事業実施年度の予算書
- ⑧ 既に介護サービス事業所として介護給付費請求を行っている事業所にあつては、サービス指定通知書及び介護給付費等支払決定額内訳書（過去1年度間分）
- ⑨ ⑧のサービス利用者名簿（保険者番号、氏名、性別、生年月日、帰国者との関係、介護度、サービス種類名、サービス提供年月日がわかるもの。任意の様式）
- ⑩ 要領第5条1～4で算出した利用回数（様式第3号）
- ⑪ 法人及び介護サービス事業所のパンフレット等
- ⑫ 連絡先登録票
- ⑬ 介護事業基盤整備援助等申請者用同意書
- ⑭ その他指示する書類

(様式第2号)

支援金を必要とする理由書

法人名

介護サービス事業所名
(サービス種類)

以下の設問について、任意の様式で提出のこと。

- (1) これまでの貴法人の活動状況、介護サービス事業所を開設するに至った、又は開設してから今日に至るまでの経緯、状況、資金等について
- (2) 事業所所在地における中国残留邦人等の居住状況等について
(地域の特性・特徴、現状、今後の見通し、中国残留邦人等以外のサービス利用者の状況、等)
- (3) 支援金を必要とする理由
- (4) 主な使途

(様式第3号)

利用者回数

法 人 名 _____

*申請する介護サービス事業所を1カ所のみ記載

介護サービス事業所名
(サービス種類)

所 在 地

〒 _____

電 話 番 号

介護事業所番号

指 定 年 月 日

指 定 権 者

(様式第3号別紙)

令和 年度利用者実績

年 月		利用人数			延べ（人・日）回		
		全体	中国残留 邦人等の 人 数	中国残留 邦人等の 割 合	全体	中国残留 邦人等の 人 数	中国残留 邦人等の 割 合
				%			%
				%			%
				%			%
				%			%
				%			%
				%			%
				%			%
				%			%
				%			%
				%			%
				%			%
合計				%			%

(様式第4号)

第 令和 年 月 日 号

公益財団法人 中国残留孤児援護基金
理事長 炭谷 茂 殿

申請者 住 所
法人名
代表者

印

請 書

本法人が貴基金の「介護団体支援実施要領」に基づく支援金の交付を受けて次の事業を実施するにあたっては、貴基金の要領に定める所要の事項を遵守いたします。

記

1 介護サービス事業所名
(サービス種類)

所 在 地

〒

電 話 番 号

介護事業所番号

指 定 年 月 日

指 定 権 者

2 交付額

円

(様式第5号)

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金
理事長 炭谷 茂 殿

申請者 住 所
法人名
代表者

㊞

請 求 書

「介護団体支援実施要領」による支援金の交付決定通知に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 支援資金額 _____ 円

2 振込先

金融機関名 _____ 銀行 _____ 支店

フリガナ
口座名義

口座番号 普通預金 No. _____

※口座名義に代表者名が含まれる場合は代表者名まで記入してください。

口座名義には必ずフリガナを振ってください。

通帳の裏面等の口座名義等が確認できるコピーを添付して下さい。

(様式第6号)

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金
理事長 炭谷 茂 殿

報告者 住 所
法人名
代表者

印

「介護団体支援実施要領」に
基づく支援金の報告書（令和 年度）

標記について、下記のとおり報告します。

記

1 介護サービス事業所名 (サービス種類)

所 在 地	〒
電 話 番 号	
介護事業所番号	
指 定 年 月 日	
指 定 権 者	

2 運営状況等

- * 任意の様式で提出のこと。
- * 援助資金及び支援金の報告について
 - ・ 当該会計年度終了後速やかに事業所全体の年間の概要を報告すること
 - ・ 報告の際には法人全体の決算書を添付すること。
 - ・ (様式第1号3-⑧⑨) 及び「(様式第3号) 利用者回数」を添付すること。

3 援助資金及び支援金の使途、執行状況

- * 「様式第6号別紙」により報告すること。
- * 領収書の写し等を添付すること。

(様式第6号別紙)

令和 年度交付額： 円

[illegible]

残 額 円

連絡先登録票

申請者（代表者）と実務担当者が異なる等の原因で、当基金からの連絡がつかない場合があります。助成金の審査等に影響が出る場合もありますので、貴法人の連絡先及び、当基金から確実に連絡がつく担当者の連絡先を下記に記入のうえ提出してください。

法人名：	
代表者氏名	
法人住所	
法人 TEL	
法人 FAX	
法人 mail	
担当者氏名	
担当者住所	
担当者 TEL	
担当者 FAX	
担当者携帯 TEL	
担当者 mail	

※ご提供いただいた個人情報は「（公財）中国残留孤児援護基金 個人情報保護方針」に基づき、適切に管理いたします。

介護事業基盤整備援助等申請者用同意書

公益財団法人中国残留孤児援護基金

1. 個人情報の適切な保護と管理者

当法人は、次の者を個人情報の保護管理者として任命し、申請者の個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止する保護策を講じています。

公益財団法人中国残留孤児援護基金
個人情報保護管理者：常務理事
TEL: 03-6667-0552

2. 個人情報の利用目的

申請者の個人情報は、当法人の援助・助成事業の実施（書類審査、申請者への連絡等）のために利用いたします。

3. 個人情報の第三者提供

当法人は、法令に定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。

4. 個人情報の委託

当法人の業務の全部または一部を外部に業務委託する際、当法人は、個人情報を適切に保護できる管理体制を敷き実行していることを条件として委託先を厳選したうえで、機密保持契約を委託先と締結し、申請者の個人情報を厳密に管理しています。

5. 個人情報を提供されることの任意性について

申請者ご自身の個人情報を当法人に提供されるか否かは、申請者のご判断によりますが、必要な情報をご提供されない場合には、介護事業基盤整備援助等の実施において不利益を蒙る可能性がありますので予めご了承ください。

6. 提出資料の返却

援助・助成の対象とならなかった場合、提出していただいた資料は、当法人「個人情報保護規程」に従い、適切に廃棄させていただきます。

7. 申請者からの使用停止、削除等の申込みへの対応

申請者は、当法人に対してご自身の個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止、第三者への提供の停止、消去）に関して、当法人問合わせ窓口に出すことができます。その際、当法人はご本人を確認させていただいたうえで、合理的な期間内に対応いたします。

なお、個人情報に関する当法人問合わせ先は、次の通りです。

公益財団法人中国残留孤児援護基金
個人情報保護管理者：常務理事
〒103-0002東京都中央区日本橋馬喰町1-6-8 Imas Works Bakurocho 4階
TEL: 03-6667-0552

私は、上記の内容を理解したうえで同意致します。

年 月 日

法人名

氏名

(自署)